

「みやまえカルタ」の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2期宮前区区民会議からの提案を踏まえ、地域への愛着を涵養し、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として実施した「みやまえカルタ制作事業」において、事業の中で作成した「みやまえカルタ」(以下「カルタ」という。)の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(カルタ)

第2条 貸出しを行うカルタは別紙のとおりとする。

(貸出対象者等)

第3条 貸出対象者は第1条の作成目的に賛同し、カルタを適正に管理できる者とする。
ただし、次のいずれかに該当する場合はカルタの貸出を受けることができない。

- (1) 使用目的が営利活動であるもの
- (2) 使用目的が宗教活動及び政治活動であるもの
- (3) 法令及び公序良俗に反しているもの
- (4) その他、区長が不適当と認めたもの

(貸出手続)

第4条 カルタの貸出しを受けようとする者は、あらかじめ申込書(様式1)を区長に提出しなければならない。

(貸出期間)

第5条 カルタの貸出期間は、原則として2週間とする。ただし、区長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(転貸・譲渡の禁止)

第6条 カルタを借り受けた者(以下「使用者」という。)は、借り受けたカルタを第三者に対し転貸・譲渡してはならない。

(損傷又は紛失の届出)

第7条 使用者は、カルタを破損、汚損又は紛失した場合、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- 2 前項において破損、汚損又は紛失の理由が、故意又は重大な過失により生じたものであると認められるときは、使用者は、現物を弁償しなければならない。

(貸出し及び返却の場所)

第8条 貸出し及び返却の場所は、宮前区役所地域振興課担当とする。

(貸出し料)

第9条 カルタの貸出しは無料とする。

(貸出しの中止)

第10条 区長は、使用者がこの要綱の規定に違反していると認められるときは、貸出し

を中止し、カルタを返却させることができる。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 0 月 1 8 日から施行する。

(様式1)

年 月 日

みやまえカルタ貸出し利用申込書

(宛て先) 宮前区長

みやまえカルタの貸出しを受けたいので、次により申請します。

団体名	
氏名	
住所	
連絡先	電話番号 () FAX番号 ()
利用目的	
利用場所	
貸出し日	年 月 日
返却予定日	年 月 日
利用カルタ (使用されるカルタの地域に○をし、使用部数を書いてください)	<通常サイズ> ・区 (部) ・宮崎 (部) ・有馬 (部) ・宮前平 (部) ・向丘 (部) ・平 (部) ・菅生 (部) ・犬蔵 (部) ・野川 (部) <ジャンボサイズ (A3版) > ・区 (部) ・宮崎 (部) ・有馬 (部) ・宮前平 (部) ・向丘 (部) ・平 (部) ・菅生 (部) ・犬蔵 (部) ・野川 (部)

※ 個人情報とは本業務のみに使用します。

(連絡先) 宮前区役所地域振興課 Tel044-856-3134

以下は宮前区役所地域振興課で記入します

受付担当者	
返却確認	返却日： 年 月 日 担当者：

貸出しを行うみやまえカルタ

1 種類

- ・ みやまえカルタ（区誕生30周年記念版）
- ・ みやまえ地域カルタ（宮崎、有馬、宮前平、向丘、平、菅生、犬蔵、野川）

2 サイズ・数量

- ・ 通常サイズ：絵札・読み札ともに 70 mm×100 mm 各40セット
- ・ ジャンボサイズ：絵札・読み札ともにA3サイズ 各1セット